



公益財団法人 日本ゴルフ協会

〒104-0031 東京都中央区京橋 1-12-5 京橋 YS ビル 2 階 Phone (03) 3566-0003 Fax (03) 3566-0101 <<URL>> http://www.jga.or.jp

平成 27 年 12 月 24 日

加盟倶楽部 競技委員長 殿

(公財) 日本ゴルフ協会
規 則 委 員 会
委員長 林 孝之
用具部会長 山中 晤郎
(公 印 省 略)

使用クラブおよび使用球の競技の条件について

本年 4 月に R&A が実施した日本国内の倶楽部競技における使用クラブおよび使用球の競技の条件の採用状況についてのアンケート調査に多くの倶楽部からご協力を賜りましたことにあらためて御礼申し上げます。

競技の条件の採用状況は下記の通りです。「適合ドライバーヘッドリスト」と「公認球リスト」の条件については 8 割を超える倶楽部が採用しており、この結果は 2011 年に実施した同様の調査時とほぼ同じ傾向を示しています。また、競技の条件違反で失格者が出ることは極めてまれであるという回答でした。

競技の条件 (付属規則 I)	倶楽部競技で採用している倶楽部 * () 内は 2011 年調査時
① 適合ドライバーヘッドリスト	83% (81%)
② 公認球リスト	80% (77%)
③ ワンボール条件	12% (8%)

回答数 : 817

ゴルフ規則では、上記①～③の条件について「エキスパート・プレーヤーの参加するゴルフ競技に対してだけ採用を勧める」と記述されており、本来であれば倶楽部競技などはその対象外ということになります。プロツアーなどのエリートレベルでプレーするゴルファーとは異なり、それが競技会であったとしても、規則には適合しているがリストに掲載されていないという理由だけでその使用が妨げられることは倶楽部ゴルファーにとって不必要に厳しい使用制限となると統轄団体である R&A が考えているのがその理由です。

しかしながら、その考えは市場にゴルフ規則に不適合のクラブや球は一般に流通しておらず、ゴルファーが使用する用具は原則として規則に適合しているということが前提となっています。昨今の日本国内の用具市場のように SLE 規則の上限を超えるいわゆる「高反発クラブ」といった規則に不適合の用具を意図的に製造・販売し、不適合であることを謳い文句とするメーカーが一部に存在するような状況を考慮した場合、倶楽部競技においても用具の適合性についての紛議を避け、その競技会の公正さを担保する保護策としてリスト掲載を要件とする競技の条件が効果的に利用されていると解釈しています。

来年 2016 年は規則の改訂年ですが、上記の競技の条件を採用するかどうかは引き続き各倶楽部の委員会の任意の決定事項となります。リスト掲載を要件とする上記の条件が有効に機能しているのであれば、引き続き採用していただければけっこうですし、上記の条件を採用しなくても競技会の公正さは保たれているのであれば、新たに採用する必要はないでしょう。各倶楽部のご事情によって選択していただければ幸いです。

今後ともゴルフ規則に基づくゴルフの普及と健全な発展へのご理解とご協力をお願い申し上げます。